

有害鳥獣被害防止対策にご協力ください！

町では、上段地域を中心に有害鳥獣による農作物や樹木の被害が多くみられます。また、近隣住民や通行人に危害を加えるケースもあります。近年では鳥獣の生息域が里に下降しているため、町内の広範囲で被害が確認されています。

有害鳥獣の対策は、捕獲作業を行うだけでは解決しません。鳥獣が棲みにくい環境を整備し、里と山の「すみわけ」をきちんとすることが大切になります。

～鳥獣による被害をなくし、暮らしやすい町をつくろう！～

■里山の整備はされていますか？

→草木が生茂る整備されていない山林は、鳥獣にとって都合のよい「すみか」となります。きちんと手を入れ、適正に管理しましょう。（間伐や下刈り、雑木の除去など）

■廃棄する農作物の処理はきちんと行っていますか？

→農作物を廃棄する際、畑にそのままに放置してしまうと鳥獣の「えさば」となり、味を覚え頻繁に通うようになります。廃棄する際は、穴を深く掘り獣が掘り起こせないよう埋め立てましょう。また、農作物を収穫せずそのままにしておくことはやめましょう。

■管理されていない建物はありますか？

→管理されず老朽化が進んだ建物は、鳥獣にとって都合のよい「すみか」となります。きちんと手を入れ、適正に管理しましょう。また、使用していない農機具倉庫や物置などは撤去するようにしましょう。



～暮らしやすい町をつくるために大切なこと～

有害鳥獣の被害防止対策は、他人事と思ってはいけません。誰かがきちんと管理しないために、鳥獣が住みつき周辺に迷惑をかけてしまう可能性があります。所有する山林や農地の管理ができない場合は、放置するのではなく役場産業課までご相談ください。

町をきれいに保ち、みんなで暮らしやすい町づくりに取り組みましょう！

ご相談窓口→高森町役場産業課 ☎35-9405（直通）

■山林整備について（商工林務係） ■農地について（農政係または営農支援センターゆうき）